

4 特別職の報酬等の状況

(1) 給料、報酬、期末手当の状況（平成 19 年 4 月 1 日現在）

	市長	副市長	教育長	議長	副議長	議員
給料・報酬（月額）	783,000 円	630,000 円	585,000 円	387,000 円	306,000 円	279,000 円
期末手当（平成 19 年度）	4. 15 月分（6 月期＝2.0 月分、12 月期＝2.15 月分） ※ 0.2 カ月分削減			4. 35 月分（6 月期＝2.1 月分、12 月期＝2.25 月分）		

5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成 19 年 4 月 1 日現在）

勤務時間	1 日 8 時間
開始時刻	午前 8 時 30 分
終了時刻	午後 5 時 15 分
休憩時間	午後 0 時 15 分～午後 1 時

※一般的な職場における勤務時間です。
 ※休憩時間は、平成 19 年 4 月 1 日から廃止されました。

(2) 年次有給休暇の取得状況（平成 19 年）

付与日数	1 人当たり平均取得日数
1 暦年につき 20 日	8.2 日

(3) 育児休業の取得状況（平成 19 年度）

区分	取得者数		
	男性	女性	計
育児休業	0 人	8 人	8 人

※平成 19 年度中に新たに取得した人数です。

(4) 特別休暇等の概要（平成 19 年 4 月 1 日現在）

主な種類	付与日数等
公民権行使・証人等出頭・骨髄提供	必要と認められる期間
ボランティア休暇	5 日以内（年）
結婚休暇	5 日以内
産前休暇	出産予定日 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては 14 週間）前の日から出産の日まで
産後休暇	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日まで
妻の出産	妻の出産にかかる入院等の日から出産の日以後 2 週間を経過する日までの間において 2 日以内
子の看護	小学校就学前の子の看護のため、勤務しないことが相当であると認められる場合に 5 日以内（年）
忌引	親族の区分により 1 日から 10 日までの期間
夏季休暇	5 日以内（7 月～9 月）
リフレッシュ休暇	勤続年数が 20 年、30 年に達した場合、連続する 3 日以内
病気休暇	120 日以内（ただし、結核性疾患、精神障害の場合 2 年以内。公務災害の場合は任命権者が必要と認める期間）
介護休暇	連続する 6 カ月の期間内において必要と認められる期間（無給）
育児休業	3 歳に満たない子を養育する場合、その子が 3 歳に達する日まで（無給）

6 職員の分限および懲戒処分等の状況（平成 19 年度）

(1) 分限処分 1 人（休職 1 人）

分限処分とは、公務の能率の維持およびその適正な運営の確保という目的から、一定の事由がある場合に、職員の意に反して免職や休職などの処分を行うことです。

(2) 懲戒処分 2 人（停職 1 人、戒告 1 人）

懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合に、その道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的として、職員に制裁として処分を行うことです。

お問い合わせ

市役所総務課（☎ 662 - 3161）